

令和4年度大阪府公立学校教員採用選考テスト「校長・市町村教育委員会評価」取扱要領

この要領は、令和4年度大阪府公立学校教員採用選考テスト「一般選考〔教職経験者（常勤講師経験者・実習教員^(※)・寄宿舎指導員)〕」における「校長・市町村教育委員会評価」（以下「校長等評価」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(※)「実習教員」とは、学校教育法に規定する「実習助手」の職名です。

1 対象者

【一般選考〔教職経験者（常勤講師経験者・実習教員・寄宿舎指導員)〕】へ出願し、「校長等評価」を希望する者のうち、「2 要件」を満たす者（『支援学校』併願又は『中高』併願を希望する者を除く。）

2 要件

① 常勤講師経験者

大阪府内の同一の公立学校（大阪市立、堺市立、豊中市立、池田市立、箕面市立、豊能町立、能勢町立の学校を除く。）において、講師又は養護助教諭（いずれも常勤の経験に限る。）として令和3年4月23日から令和3年7月20日までの間、継続して発令されていること（当該発令に必要な普通免許状を所有していること。）。

② 実習教員・寄宿舎指導員

大阪府内の同一の公立学校（大阪市立、堺市立の学校を除く。）において、実習教員又は寄宿舎指導員（いずれも正規職員に限る。）として、令和3年4月1日現在在職し、令和3年7月20日まで在職予定であること。

※ 「同一の公立学校」とは、上記期間（下線部）中、同じ勤務校に発令され、又は在職していることをいう。

※ 「① 常勤講師経験者」について、「令和3年4月23日から令和3年7月20日までの間、継続して発令されている」とは、任用の開始日が令和3年4月23日以前、かつ終了日が令和3年7月20日以降であることをいう。（令和3年4月23日から令和3年7月20日までの間に任用の終了日がある場合にあっては、その終了日の翌日から同一校において引き続き任用される場合を含む。）

※ 「② 実習教員・寄宿舎指導員」について、「校長等評価」を受けるにあたっては令和3年7月20日まで在職していること。

※ 校長等評価は、勤務する校種等と出願する校種等が同一の場合に限り希望することができる。

3 評価期間

令和3年6月1日から令和3年7月20日までとする。

4 評価者

- ・ 評価者は次のとおりとする。

| | |
|-----------------|---------------|
| 対象者 | 評価者 |
| 府立学校に勤務している者 | 当該学校の校長・准校長 |
| 市町村立の学校に勤務している者 | 当該市町村教育委員会教育長 |

5 求める人物像・主な評価の観点

(1) 求める人物像

- ・ 豊かな人間性
何より子どもが好きで、子どもと共感でき、子どもに積極的に心を開いていくことができる人
- ・ 実践的な専門性
幅広い識見や主体的・自律的に教育活動に当たる姿勢など、専門的知識・技能に裏打ちされた指導力を備えた人
- ・ 開かれた社会性
保護者や地域の人々と相互連携を深めながら、信頼関係を築き、学校教育を通して家庭や地域に働きかけ、その思いを受け入れていく人

(2) 主な評価の観点

- ・ 教育を取り巻く状況や課題を理解しているか。
- ・ 教職について理解し、意欲をもって取り組む姿勢はあるか。
- ・ 教員としてふさわしい実践的なコミュニケーション能力を備えているか。

6 評価調書の作成及び取扱い等

- (1) 評価調書（別紙のとおり）は第3次選考受験対象者について作成する。
- (2) 「校長等評価」を第3次選考・面接テストの評価に反映する。
- (3) 対象者のうち、「2 要件」を満たさなくなった場合は、「校長等評価」の対象外とする。

（参考）校長・市町村教育委員会評価 適用可否表

| 出願校種等 勤務校種 | | 小学校 (注1) | 小中 いきいき 連携 | 中学校 (注2) | 高等学校 | 支援学校 | | | | 養護教諭 |
|---------------|-----|-------------|------------------|-------------|------|---------------|-----|-----|-----|------|
| | | | | | | 幼稚部・ 小学部共通 | 小学部 | 中学部 | 高等部 | |
| 小学校 (注1) | | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | ○ |
| 中学校 (注2) | | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | ○ |
| 高等学校 | | × | × | × | ○ | × | × | × | × | ○ |
| 支援 学校 | 幼稚部 | × | × | × | × | ○ | × | × | × | ○ |
| | 小学部 | × | × | × | × | ○ | ○ | × | × | ○ |
| | 中学部 | × | × | × | × | × | × | ○ | × | ○ |
| | 高等部 | × | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ |

○：校長・市町村教育委員会評価を受けることができる。

×

(注1)小学校には、義務教育学校前期課程を含む。

(注2)中学校には、義務教育学校後期課程を含む。